

青森県報

第千四十一号

令和八年
三月十六日
(月曜日)

目次

告 示

- 土地収用法による事業の認定……………(監理課)…一
 - 右 同……………(同) ……四
 - 都市計画事業計画の変更認可……………(都市計画課)…六
- 公安委員会
- 青森県道路交通規則の一部を改正する規則……………(運転免許課)…七

告 示

青森県告示第百三十一号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 起業者の名称
おいらせ町
- 二 事業の種類
おいらせ町新庁舎建設事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県上北郡おいらせ町中野平地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業(以下「本件事業」という。)は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると認められるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件

本件事業は、起業者が、「おいらせ町新庁舎建設基本構想・基本計画」に基づき、おいらせ町庁舎を整備する事業である。

これは、法第三十一条に掲げる事業に関するものに該当する。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、「おいらせ町新庁舎建設基本構想・基本計画」に基づき、本件事業を実施することとしているものである。

また、本件事業に必要な予算については、既においらせ町議会において予算案が可決されており、本件事業を施行するための予算措置が講じられている。

よって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) 得られる公共の利益

現庁舎は旧下田町役場を本庁舎に、旧百石町役場を分庁舎とする、分庁方式を採用している。これにより、部署も分散していることから、住民等の行政手続はもとより、役場内の業務調整等においても庁舎間の移動が生じ、住民サービスの不便や行政の業務効率の低下等、行政機能分散による弊害が生じている。

また、本庁舎は昭和五十八年十月の竣工後、四十二年が経過し、分庁舎は昭和五十年二月の竣工後、五十年が経過しており、両庁舎とも老朽化による問題が顕著となっている状況である。特に分庁舎については鉄筋コンクリート造事務所の耐用年数である五十年に達している状況である。

さらに、令和二年公表の青森県洪水浸水想定及び令和三年公表の青森県津波浸水想定を基に令和四年八月に公表された「おいらせ町防災安全マップ」において、本庁舎は奥入瀬川の洪水浸水想定区域内に、分庁舎は奥入瀬川の洪水浸水想定区域内及び津波浸水想定区域内にそれぞれ位置し、大規模災害時の防災拠点としての役割を担う機能を果たすことが困難な状況となっている。

本件事業の完成により、庁舎が統合され、住民サービスの利便性向上、業務効率化が図られることが期待される。

また、老朽化によるコンクリートの劣化、排水管の腐食等の耐用年数経過による設備の更新等の課題を庁舎の新設により根本的に解決することができる。

さらに、洪水浸水想定区域内及び津波浸水想定区域内から移転することにより、大規模災害時の防災拠点として重要な役割を果たすことが可能になる。

加えて、各上位計画で位置付けられている「行政サービス拠点」に新庁舎を整備することにより、行政機能と商業機能を集積したエリアとして交流と賑わいの創出が期待されるとともに、官民がハード面・ソフト面で連携すること、総合的で質の高い生活サービスの提供可能となる。

以上のことから、本件事業の完成により、住民福祉の向上と併せ、業務の効率化が図られることはもとより、近年多発する豪雨による洪水の被災を免れる庁舎となることから、災害対策本部機能を遺憾なく発揮することが可能となり、得られる公益の利益は相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）による環境影響評価を行わなければならない事業には該当しないものである。

その上で、工事の実施に当たっては、特記仕様書で「排ガス対策型」及び「低騒音型」の重機の使用を義務付ける等、周辺環境に及ぼす影響を少なくすることに努めるものである。

また、起業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地である中野平遺跡が存在することを確認している。

中野平遺跡は、これまで記録保存のための試掘及び発掘調査を実施しており、本件事業に関わる一部の範囲については、平成七年度、平成九年度及び令和六年度に実施し、起業者は、おいらせ町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）より工事を実施して差し支えない旨の回答を得ている。

さらに、起業者の調査によると、青森県動植物分布図より、起業地の東側にゲンジボタルが確認されたものの、ゲンジボタルの生息域は水辺であり、青森県動植物分布図に示されているゲンジボタルの分布は明神川周辺と考えられるため、新庁舎建設による影響はないと考えられる。

なお、起業地の周辺は、大型商業施設利用者による車両の往来が激しく、庁舎利用者の車両が周辺道路の交通に与える影響は軽微であると考えられる。また、大型商業施設利用者の増加が予測される土曜日、日曜日及び祝日については閉庁日であるため、庁舎利用者の車両が周辺道路の交通に与える影響は軽微であると考えられる。

以上のことから、本件事業の施行による失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 起業地選定の合理性

起業者は、起業地の選定に当たっては、第一案、第二案（起業地）及び第三案の三つの候補地を検討している。

第一案の候補地は、補助幹線町道である間木・百石一号線に接し、第一次緊急輸送道路である一般国道四十五号から八百メートル離れており、大型商業施設の北西側約一キロメートルに位置している。

地形の状況については、見通しの良い直線区間であり、間口を長く確保することで複数の出入口設置が可能であるものの、敷地が間木・百石一号線より約五十センチメートル低いため、盛土造成が必要となる。

インフラの状況については、上水道未整備区域、下水道区域外及び歩道未整備区間となっている。

なお、敷地内に支障となる物件は存在しない。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）における用途は、一部が特定用途制限地域の産業誘導地になっているが、ほとんどが環境共生地域となっている。

また、文化財保護法の埋蔵文化財は、調査済みとなっている土地である。

周辺は耕地、山林であることから、施工時の敷地確保等が容易であるものの、他の候補地と比較して利便性に劣る場所となっており、上位計画でも位置付けがなされていない場所である。

以上のことから、申請案と比較し劣る場所である。

第二案の候補地については、大型商業施設に隣接し、幹線町道である秋堂北線に接しているほか、周囲を町道に囲まれ、第一次緊急輸送道路である一般

道四十五号へのアクセスも良好な位置にある。

地形の状況については、南北に高低差が約八メートルあり、北側から南側方向に三パーセント程度の緩やかな傾斜の宅地及び雑種地となっている。

インフラの状況については、上下水道整備済区域である。また、歩道整備済区域であるほか、現時点で店舗や駐車場としての利用があり、自動車でのアクセスが容易な場所となっている。ただし、北側上空に高圧の送電線が通っており、工事に当たった際の重機の選定には注意を要するものである。

支障物件については、敷地内に非住家が一件存在している。

都市計画法における用途は、近隣商業地域となっている。また、文化財保護法の埋蔵文化財は、一部未調査となっている土地であるものの、過去の周辺区域の調査をもって町教育委員会より工事実施して差し支えない旨の回答を得ている。

また、既存市街地、大型商業施設に隣接するため、バス停が付近に設置されているとともに、周辺道路は歩道が整備されており、利便性が良い場所となっている。

以上のことから、行政サービスと商業施設が一体となった拠点が形成され、相乗効果、経済性、地域活性化が期待できる等、他の候補地と比較して優れている場所である。

第三案の候補地については、第一次緊急輸送道路である一般国道四十五号に接しており、大型商業施設の西側約一キロメートルに位置している。

地形の状況については、南北に高低差が約六メートルあり、四パーセント程度の傾斜の畑地、山林、雑種地となっている。また、敷地が国道より約一メートル高いため、切土造成が必要となる。

インフラの状況については、上下水道整備済区域、下水道区域外及び歩道整備済区域となっている。

支障物件については、敷地内に非住家が二件存在している。

都市計画法による用途は、特定用途制限地域の産業誘導地域及び環境共生地域となっている。

また、文化財保護法の埋蔵文化財は、一部未調査となっている土地である。以上のことから、申請案と比較し劣る場所である。

以上のとおり、三案についてそれぞれ検討を行った結果、社会的、技術的、経済的な観点から総合的に判断し、第二案の候補地が最も優れているものと認

められる。

(四) 法第二十条第三号の要件該当性

(一)の得られる公共の利益と(二)の失われる利益とを比較すると、本事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。また、(三)のとおり当該候補地を起業地とすることについても合理性が認められる。

よって、本事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

3 (一)で述べたように、現在庁舎は旧下田町役場を本庁舎に、旧百石町役場を分庁舎とする、分庁方式を採用しており、部署も分散していることから、住民サービスの不便や行政の業務効率の低下等、行政機能分散による弊害が生じている。

また、本庁舎及び分庁舎はともに老朽化による問題が顕著となっている状況であり、特に分庁舎については鉄筋コンクリート造事務所耐用年数である五十年に達している状況である。

さらに、本庁舎は奥入瀬川の洪水浸水想定区域内に、分庁舎は奥入瀬川の洪水浸水想定区域内及び津波浸水想定区域内にそれぞれ位置し、大規模災害時の防災拠点としての役割を担う機能を果たすことが困難な状況となっている。

本事業の施行により、分庁方式による住民サービスの不便や行政の業務効率の低下、庁舎の狭隘化や建物・設備の老朽化という問題を根本的に解決することができるほか、洪水浸水想定区域内及び津波浸水想定区域内から移転することにより、災害が発生した場合でも、いち早く復旧・復興を図る防災本部を設置することが可能となる。

加えて、「新町建設計画」、「おいらせ町総合計画」及び「おいらせ町国土利用計画」における「都市活力創出拠点」並びに「おいらせ町都市計画マスタープラン」における「行政サービス拠点」に新庁舎を整備することにより、行政機能と商業施設を集積したエリアとして交流と賑わいの創出が期待できるとともに、官民がハード面・ソフト面で連携することにより、総合的で質の高い生活サービスの提供が可能となる。

以上のことから、本事業を早期に施行する必要性は高いものと判断される。

なお、起業地の範囲は、本事業の事業計画に必要な範囲であり、また、一時的利用に供されるものは存しないため、使用の手段にはなじまないことから、取

用の手段を講じることとも合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると判断されることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所
おいらせ町役場 本庁舎 総務課

青森県告示第百三十二号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 起業者の名称

おいらせ町

二 事業の種類

おいらせ町新病院建設事業

三 起業地

1 収用の部分

青森県上北郡おいらせ町中野平及び中平下長根山地区内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると認められるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件

本件事業は、起業者が、「国民健康保険おいらせ病院建設事業第一編基本構想」及び「第二編基本計画」に基づき、国民健康保険おいらせ病院を移転新築する事業である。

これは、法第三条第二十四号に掲げる事業に関するものに該当する。

よって、本件事業は、法第二十条第一号の要件を充足すると認められる。

2 法第二十条第二号の要件

起業者は、「国民健康保険おいらせ病院建設事業第一編基本構想」及び「第二編基本計画」に基づき、本件事業を実施するものである。

また、本件事業に必要な予算については、既においらせ町議会において予算案が可決されており、本件事業を施行するための予算措置が講じられている。

よって、起業者は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、法第二十条第二号の要件を充足すると認められる。

3 法第二十条第三号の要件

(一) 得られる公共の利益

国民健康保険おいらせ病院は、旧百石町中心市街地の奥入瀬川沿いに位置し、昭和三十三年八月に国民健康保険百石病院として認可され、平成十八年四月に百石町と下田町との合併に伴い、現在の名称へと改称し、幾多の変遷を経て、地域の一次、二次医療の中心としての役割を担ってきた。

現病院は、昭和五十七年三月完了の改築事業により運用開始されて以降、病床数の変更、診療科の増設及び数次にわたる増改築を行い、地域医療の確保と医療水準の向上の役割を果たしてきたものである。しかし、現病院は改築事業完了から四十三年余が経過しており、これまで病床数の変更等には施設の改修によって対応してきたものの、施設や機械・電気設備等の老朽化が著しく、施設基準を満たせない、感染症対策の際に患者・職員動線の確保が困難であるなど、良好な医療環境が確保されておらず、また、慢性的な駐車場不足による患者の待ち時間の増加や予約診療への影響も生じている。

加えて、おいらせ町は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震で甚大な被害を受け、現病院は津波による被害は免れたものの、令和二年公表の青森県洪水浸水想定及び令和三年公表の青森県津波浸水想定を基に令和四年八月に公表された「おいらせ町防災安全マップ」において、奥入瀬川の洪水浸水想定区域内及び津波浸水想定区域内に位置していることから災害時の医療提供施設としての役割を果たせない状況となっている。

本件事業の完成により、老朽化した現病院本体及び設備が更新され、さらに奥入瀬川の洪水浸水想定区域内及び津波浸水想定区域内から移転することにより、災害時に安定した医療提供を行うという医療施設としての重要な役割を果

たすことが可能となる。

また、利用者のプライバシーに配慮した施設設備にするとともに、トイレ、浴室等をバリアフリー化する等、施設の機能向上を図り、利用者の満足度向上が期待できる。

以上のことから、本件事業の完成により、得られる公共の利益は相当程度存するものと認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び青森県環境影響評価条例（平成十一年十二月青森県条例第五十六号）による環境影響評価を行わなければならない事業には該当しないものである。

その上で、工事の実施に当たっては、特記仕様書で「排ガス対策型」及び「低騒音型」の重機の使用を義務付ける等、周辺環境に及ぼす影響を少なくすることに努めるものである。

また、起業地内には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地である中野平遺跡が存在することを確認している。中野平遺跡は、これまで記録保存のための試掘及び発掘調査を実施しており、本件事業に関わる一部の範囲については、平成七年度、平成九年度及び令和六年度に実施し、起業者は、おいらせ町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）より工事を実施して差し支えない旨の回答を得ている。

さらに、起業者の調査によると、青森県動植物分布図より、起業地の東側にゲンジボタルが確認されたものの、ゲンジボタルの生息域は水辺であり、青森県動植物分布図に示されているゲンジボタルの分布は明神川周辺と考えられるため、新病院建設による影響はないと考えられる。

なお、起業地の周辺は、大型商業施設利用者による車両の往来が激しく、当院利用者の車両が周辺道路の交通に与える影響は軽微であると考えられる。また、大型商業施設利用者の増加が予測される土曜日、日曜日及び祝日については休診日であるため、当院利用者の車両が周辺道路の交通に与える影響は軽微であると考えられる。

以上のことから、本件事業の施行による失われる利益は軽微であると認められる。

(三) 起業地選定の合理性

起業者は、起業地の選定に当たっては、第一案、第二案（起業地）及び第三

案の三つの候補地を検討している。

第一案の候補地は、補助幹線町道である間木・百石一号線に接し、第一次緊急輸送道路である一般国道四十五号から八百メートル離れており、大型商業施設の北西側約一キロメートルに位置している。

地形の状況については、敷地が間木・百石一号線より約五十センチメートル低いため、盛土造成が必要となる。また、「おいらせ町新庁舎建設事業」との兼ね合いにより、病院の南側に庁舎を整備する配置の関係上、敷地の出入口を庁舎と共有する必要がある。

インフラの状況については、上水道未整備区域、下水道区域外及び歩道未整備区域となっている。

なお、敷地内に支障となる物件は存在しない。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）における用途は、一部が特定用途制限地域の産業誘導地となっているが、ほとんどが環境共生地域となっている。

また、文化財保護法の埋蔵文化財は、調査済みとなっている土地である。

周辺は耕地、山林であることから、施工時の敷地確保等が容易であるものの、他の候補地と比較して利便性に劣る場所となっており、上位計画でも位置付けがなされていない場所である。

加えて、最寄りの薬局は、大型商業施設内にあり、病院から自動車での移動が想定される。

以上のことから、申請案と比較し劣る場所である。

第二案の候補地については、大型商業施設に隣接し、幹線町道である秋堂北線に接しているほか、周囲を町道に囲まれ、第一次緊急輸送道路である一般国道四十五号へのアクセスも良好な位置にある。

地形の状況については、南北に高低差が約八メートルあり、北側から南側方向に三パーセント程度の緩やかな傾斜の宅地及び雑種地となっている。

インフラの状況については、上下水道整備済区域である。また、歩道整備済区域であるほか、現時点で駐車場としての利用があり、自動車でのアクセスが容易となっている。ただし、南側上空に高圧の送電線が通っており、工事に当たっての重機の選定には注意を要する。

なお、敷地内に支障となる物件は存在しない。

都市計画法における用途は、近隣商業地域となっている。また、文化財保護法の埋蔵文化財は、一部未調査の土地であるものの、過去の周辺区域の調査を

もって町教育委員会より工事実施して差し支えない旨の回答を得ている。

また、既存市街地、大型商業施設に隣接するため、バス停が付近に設置されているとともに、周辺道路は歩道が整備されており、利便性が良い場所となっている。

加えて、最寄りの薬局は、大型商業施設内にあり、病院から徒歩での移動が可能である。

以上のことから、行政サービスと商業施設が一体となった拠点が形成され、相乗効果、経済性、地域活性化が期待できる等、他の候補地と比較して優れている場所である。

第三案の候補地については、第一次緊急輸送道路である一般国道四十五号に接しており、大型商業施設の西側約一キロメートルに位置している。

地形の状況については、南北に高低差が約六メートルあり、四パーセント程度の傾斜の畑地、山林、雑種地となっている。また、敷地が国道より約一メートル高いため、切土造成が必要となる。

インフラの状況については、上水道整備済区域、下水道区域外及び歩道整備済区間となっている。

支障物件については、敷地内に飲食店が一件存在している。

都市計画法による用途は、特定用途制限地域の産業誘導地域及び環境共生地域となっている。

また、文化財保護法の埋蔵文化財は、一部未調査となっている土地である。

さらに、当該候補地は近隣に工場が多数存在し、工場からの振動、騒音等の影響が懸念される。

加えて、最寄りの薬局は、大型商業施設内にあり、病院から自動車での移動が想定される。

以上のことから、申請案と比較して劣る場所である。

以上のとおり、三案についてそれぞれ検討を行った結果、社会的、技術的、経済的な観点から総合的に判断し、第二案の候補地が最も優れているものと認められる。

(四) 法第二十条第三号の要件該当性

(一)の得られる公共の利益と(二)の失われる利益とを比較すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越するものと認められる。また、(三)のとおり当該候補地を起業地とすることについても合理性が認められ

る。

よって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと判断されることから、法第二十条第三号の要件を充足すると認められる。

4 法第二十条第四号の要件

3 (一)で述べたように、現病院は施設や機械・電気設備等の老朽化が著しく、施設基準を満たせない、感染症対策の際に患者・職員動線の確保も困難であるなど、良好な医療環境が確保されておらず、また、慢性的な駐車場不足による患者の待ち時間の増加や予約診療への影響も生じている。

また、奥入瀬川の洪水浸水想定区域内及び津波浸水想定区域内に位置していることから災害時の医療提供施設としての役割を果たせない状況となっている。

本件事業の施行により、建物・設備の老朽化という問題を根本的に解決することができるほか、洪水浸水想定区域内及び津波浸水想定区域内から移転することにより、災害時の医療提供が可能となる。よって、本件事業を早期に施工する必要性は高いものと判断される。

なお、起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であり、また、一時的利用に供されるものは存しないため、使用の手段にはなじまないことから、取用の手段を講じることも合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると判断されることから、法第二十条第四号の要件を充足すると認められる。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

国民健康保険おいらせ病院 一階待合室

青森県告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、青森都市計画下水道事業の事業計画の変更を令和八年三月六日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

令和八年三月十六日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 施行者の名称

青森市

二 都市計画事業の種類

青森都市計画下水道事業

三 事業施行期間

昭和三十二年二月二十二日から令和十五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十年十一月二十六日青森県告示第七百八十五号）の事業地に変更なし。

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成三十年十一月二十六日青森県告示第七百八十五号）の事業地のうち、青森市大字野内字山玉林並びに大字矢田字牧原、字菖蒲沢及び字大柳並びに大字戸山字荒井の全部を削り、青森市大字野内字菊川、字浦島及び字鈴森並びに大字戸山字赤坂並びに蛭沢二丁目並びに幸畑五丁目並びに大字大矢沢字里見並びに第二間屋町四丁目並びに大字八ッ役字芦谷並びに柳川二丁目並びに大字安田字近野並びに大字三内字沢部及び字丸山並びに大字石江字平山並びに沖館一丁目、二丁目及び三丁目並びに新田一丁目並びに大字油川字岡田、字千刈、字柳川及び字浪返の一部を削る。

公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月十六日

青森県公安委員会委員長 横 町 俊 明

青森県公安委員会規則第三号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改める。

改正後		改正前	
（公安委員会にする申請等の経由） 先） 第二条 「1〜4 略」 5 第一項の規定にかかわらず、法第六章及び第六章の二並びにこの規則第七章から第九章の規定により公安委員会に提出する申請、届出及び申出に関する書類は、青森県警察本部交通部運転免許課長（以下「運転免許課長」という。）を経由するものとする。ただし、次の各号に掲げる申請、届出及び申出に関する書類は、当該各号に掲げる警察署長を経由することができる。 一 次の表の上欄に掲げる申請、届出及び申出の種類に応じ、同表の下欄に掲げる警察署長		（公安委員会にする申請等の経由） 先） 第二条 「1〜4 同上」 5 「同上」	
申請、届出及び申出の種類	警察署長	申請、届出及び申出の種類	警察署長
〔略〕	むつ警察署長、五所川原警察署長、十和田警察署長及び三沢警察署長	〔同上〕	むつ警察署長、五所川原警察署長、八戸警察署長、十和田警察署長
法第七七条の七第二項の規定による		法第七七条の七第二項の規定による	
国外運転免許証の交付申請		国外運転免許証の交付申請	

<p>三 この規則第三十九条第二項第一号の規定による特定失効者講習又は</p>	<p>〔略〕</p>	<p>運転者の区分 法第九十五条の六 第一項備考一のロ 、一のハ又は一 のニに定める者</p>	<p>警察署長 むつ警察署長、 五所川原警察署 長、十和田警察 署長及び三沢警 察署長（免許情 報記録個人番号 カードを取り扱 う場合は、むつ 警察署長に限 る。）</p>	<p>〔略〕</p>	<p>法第九十一条の二 第一項の規定によ る免許の条件付与 又は変更の申請</p>	<p>警察署長 むつ警察署長</p>
<p>三 この規則第三十九条第二項第一号の規定による特定失効者講習又は</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>運転者の区分 法第九十五条の六 第一項備考一のロ 、一のハ又は一 のニに定める者</p>	<p>警察署長 むつ警察署長、 五所川原警察署 長、八戸警察署 長、十和田警察 署長及び三沢警 察署長（免許情 報記録個人番号 カードを取り扱 う場合は、むつ 警察署長及び八 戸警察署長に限 る。）</p>	<p>〔同上〕</p>	<p>法第九十一条の二 第一項の規定によ る免許の条件付与 又は変更の申請</p>	<p>署長及び三沢警 察署長 むつ警察署長及 び八戸警察署長</p>

は同項第二号の規定による特定取
消処分者講習受講の申請は、むつ
警察署長、五所川原警察署長、十
和田警察署長及び三沢警察署長
（免許情報記録個人番号カードを
取り扱う場合は、むつ警察署長に
限る。）

（申請用写真添付の省略）
第二十七条の五 施行規則第二十一条
第六項、第二十九条第三項（第二十
九条の二第三項において準用する場
合を含む。）及び第三十条の七第四
項に規定する申請用写真を添付する
必要がない場合は、運転免許課長又
はむつ警察署長を経由して申請又は
申出を行う場合とする。ただし、当
該申請又は申出を行う者が、亡失、
滅失、汚損若しくは破損により本人
確認ができる運転免許証を提示でき
ない場合又は免許の効力が停止され
ている場合は、この限りでない。

2 施行規則第三十条の八第二項に規
定する申請用写真を添付する必要が
ない場合は、運転免許課長又はむつ
警察署長を経由して申請を行う場合
とする。ただし、当該申請を行う者
の運転免許が失効した場合及び申請
による運転免許の取消しと異なる日
に申請する場合は、この限りでない。

は同項第二号の規定による特定取
消処分者講習受講の申請は、むつ
警察署長、五所川原警察署長、八
戸警察署長、十和田警察署長及び
三沢警察署長（免許情報記録個人
番号カードを取り扱う場合は、む
つ警察署及び八戸警察署に限る
。）

（申請用写真添付の省略）
第二十七条の五 施行規則第二十一条
第六項、第二十九条第三項（第二十
九条の二第三項において準用する場
合を含む。）及び第三十条の七第四
項に規定する申請用写真を添付する
必要がない場合は、運転免許課長、
むつ警察署長又は八戸警察署長を経
由して申請又は申出を行う場合とす
る。ただし、当該申請又は申出を行
う者が、亡失、滅失、汚損若しくは
破損により本人確認ができる運転免
許証を提示できない場合又は免許の
効力が停止されている場合は、この
限りでない。

2 施行規則第三十条の八第二項に規
定する申請用写真を添付する必要が
ない場合は、運転免許課長、むつ警
察署長又は八戸警察署長を経由して
申請を行う場合とする。ただし、当
該申請を行う者の運転免許が失効し
た場合及び申請による運転免許の取
消しと異なる日に申請する場合は、
この限りでない。

3 施行規則第三十条の十一第二項に規定する申請用写真を添付する必要がない場合は、運転免許課長又はむつ警察署長を経由して申請を行う場合とする。ただし、当該申請を行う者が、亡失、滅失、汚損又は破損により本人確認ができる運転経歴証明書を提示できない場合は、この限りでない。

別記様式第二十号の九

3 施行規則第三十条の十一第二項に規定する申請用写真を添付する必要がない場合は、運転免許課長、むつ警察署長又は八戸警察署長を経由して申請を行う場合とする。ただし、当該申請を行う者が、亡失、滅失、汚損又は破損により本人確認ができる運転経歴証明書を提示できない場合は、この限りでない。

別記様式第二十号の九

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付二十一円七十銭